

# 新型コロナウイルスの感染防止対策に伴う火災に注意！

飛沫防止用シート・消毒用アルコールに起因する火災が発生しています。

飛沫防止シートを設置する場合は、火災予防・火災による被害拡大防止の観点から、以下の点に注意して設置してください。

- 1 火気を使用する設備や器具、白熱電球等の熱源となるものから離して設置してください。
- 2 スプリンクラー設備の散水に支障がない位置に設置してください。
- 3 自動火災報知設備の感知器の未警戒部分が生じないように設置してください。
- 4 避難の支障とならないように設置してください。
- 5 必要に応じて難燃性又は不燃性のものの使用を検討してください。

新型コロナウイルスの感染防止対策で設置する「飛沫防止用シート」の火災に注意！

**火気や熱を発する機器から距離をとる。**  
コンロなどの火気や白熱灯のような照明器具からは、離して設置しましょう。

**火災感知器やスプリンクラーの近くに設置しない。**  
正常な動作の妨げになります。

**誘導灯を隠さない。避難経路に設置しない。**  
火災の際に避難の支障にならないよう注意してください。

**飛沫防止に必要な分を設置する。**  
可燃物の量を減らして、火災リスクを減らす。

**例**

**燃えにくい素材のものを選ぶ。**  
難燃・不燃性のあるものや防災品をおすすめします。

**同じ素材なら板状のものを選ぶ。**  
フィルム状のものに比べて燃え広がりにくいです。

消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。一般に消毒用アルコールの物性として、次の特徴があります。

**アルコールの火災予防上の特徴**

- 火気に近づけると引火しやすい。
- アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい。

このため、ご家庭や事業所などにおいて、消毒用アルコールを使用する場合、下記に示す火災予防上の一般的な注意事項に十分注意の上、安全に取り扱ってください。

**火災予防上の一般的な注意事項**

- ☆ 消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しないようにしましょう。
- ☆ 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意しましょう。また、詰め替えた容器に“消毒用アルコール”や“火気厳禁”などの注意事項を記載してください。
- ☆ 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避けましょう。
- ☆ 消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつけてください。
- ☆ 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰め替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、換気性の良い場所や換気が行われている場所で行いましょう。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことは避けましょう。

[https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/infection\\_control/post.html](https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/infection_control/post.html) (総務省消防庁)

【問合せ先】

駿東伊豆消防本部 消防部予防課

電話番号 055-920-9101

